
プロジェクト 中期運営方針

項目 第 482 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、中期運営方針の案について、第 482 回企業会計基準委員会（2022 年 6 月 29 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

日本基準の開発について

「開発に関する方針」について

2. 基準開発においては、傾向として全体的に原則主義的で企業の判断の余地がより大きくなる方向で開発されてきている認識であるが、関係者の理解との間に不整合が生じていないか懸念している。周知や認識合わせのための努力も必要と考える。

「リサーチ活動の強化」について

3. リサーチ活動の強化については非常に良いことと考える。監査報告書における監査上の主要な検討事項の記載において多くの企業で減損及び繰延税金資産の回収可能性を挙げられていることに関連して、会計基準の適用における実務上の課題について適用後レビューの深堀りという観点からリサーチ活動の具体的な項目として追加することも考えられるかどうか。
4. リサーチ活動の強化に取り組むことは非常に良いことと考えるが、現行の中期運営方針に比べてリソースの配分を強調した記載となっているように読める。リソースの状況に余裕が見られない場合には、リサーチ以外の活動の効率化やプロジェクトの優先順位付けを追求しなければ、リサーチ活動の強化の実現が困難になってくるのではないかと考える。

その他の意見

5. IASB などの基準設定主体では、電子化対応を運営方針の項目としていることが多く、企業会計基準委員会としても電子化対応について取組みに含める余地があるのではないかと考える。
6. 修正国際基準（JMIS）に関連して、IFRS のエンドースメントに関する作業部会が開催されていない状況を踏まえて、今回の中期運営方針の策定に際して今後の方向性について改めて確認したい。

別紙—これまでの検討状況

1. 第405回企業会計基準委員会（2019年3月22日開催）において、現状で資産及び負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。
2. すべてのリースについて資産及び負債を認識するリース会計基準の改正に関する基本的な方針として、第425回企業会計基準委員会（2020年2月12日開催）及び第91回リース会計専門委員会（2020年1月27日開催）において、事務局は、費用配分のあり方としてIFRS第16号の単一モデルを基礎として進めることを提案した上で、IFRS第16号と整合性を図る程度について以下の提案を行った。
 - リースが広範に利用されていることを考慮すると、簡素で利便性が高い基準を目指すことが考えられる。
 - 一方、IFRS任意適用企業からは、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる基準開発の要請がある。
 - これらを踏まえると、IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指すことが考えられる。
 - なお、基準開発の方法としては、借手のための新しい基準を開発するのではなく、現行のリース会計基準を改正することが適当と考えられる。

また、次の点について、分析の上、事務局の提案を行う予定であるとしていた。

- (1) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲
 - (2) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
 - (3) 重要性に関する定め
 - (4) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係
3. 第427回企業会計基準委員会（2020年3月11日開催）及び第92回リース会計専門委員会（2020年2月21日開催）においては、IFRS第16号と整合性を図る程度に関連して、「検討のためのイメージ」をお示しし、次の項目を今後の検討課題として識別した。
 - (1) 範囲
 - (2) リースの定義
 - (3) リースの識別（サービスに関してリースの対象とする取引の範囲を含む）

- (4) 貸手の会計処理
- (5) 所有権移転ファイナンス・リースの取扱い
- (6) リース期間（延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策を含む）
- (7) 割引率

以 上